

農地異動(転用等)審査申込書

供	會長	局長	局長代理	係長	擔當者
---	----	----	------	----	-----

届出人 譲受人(被設定人)	(住所)	(氏名)	電話 ()
議渡人(設定人)	(住所)	(氏名)	電話 ()

地圖出(申請)豐

項事息任

1. 転用届出（申請）をする時は、都市計画法・農屋川巾開発指導要綱等に該当する場合がありますので、先に審査指導課と協議して下さい。
 2. 市街化調整区域の転用申請ならびに農地法第3条許可申請については、申請書を提出された翌月の2日前後に部会にて申請者出席のうえ書類審査を行います。日時については、追って連絡いたします。
 3. 農地法第3条許可申請に関する内容につきましては、申請書一覧表の（説明）を参照して下さい。
 4. 農地の移転および転用に関する申請（届出）等で不明な点は農業委員会事務局へお問い合わせ下さい。

3. 農地法第3条許可申請に関する内規につきましては、申請書一覧表の(説明)を参照し

卷之三

合わせ下さい。

農業委員会事務局 電話072-825-2746(直通)
寢屋川市本町15番1号 寝屋川市上下水道局3階

届出	○					生産地		担当委員
申請						相続税納稅猶予		AM/PM: 時間
法3条	法4条	法5条	法6条	法7条	賃貸借台帳	現地調査日	年月日	AM/PM: 時 分

* 書類の受付
市街化区域内の転用については、隨時受付します。
市街化調整区域内の転用と農地法第3条許可申請について
は、毎月25日が締切ります。

現地調査日	年 月 日
時 間	AM/PM : 時 分
担当委員	